

# The Women's Studies Association of Japan

発行 日本女性学会  
事務局 〒020-0124  
岩手県盛岡市厨川4丁目13番8号  
E-mail jyoseigakkai-info@genj.jp  
ウェブサイト  
https://joseigakkai-jp.org/  
頒価 一部300円

## 学会ニュース

日本女性学会  
第166号 2026年5月

### 目次

2026年度日本女性学会大会プログラム… 1	幹事会議事要録……………13
2026年度日本女性学会大会	会員の著書紹介募集のお知らせ……………14
シンポジウム…………… 3	会費納入のお願い……………14
プレ企画案内…………… 5	大会会場アクセス……………15
総会案内…………… 6	
分科会（個人研究発表・パネル報告）… 6	会員情報（別紙）

## 2026年度日本女性学会大会

### 「ジェンダー支配の温床となる 近代的婚姻を残した社会（現代的家父長制）、 それを超える可能性は？」

日程：6月20日（土）、21日（日） プレ企画19日（金）

会場：名古屋大学 東山キャンパス アジア法交流館 2階  
愛知県名古屋市千種区不老町

参加費：会員500円／非会員1,000円

共催：名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ、名古屋大学大学院人文学研究科

### プログラム

#### プレ企画 6月19日（金）

18:00～19:30 「映画『5月の雨』を見る会」（文系総合館 7階 カンファレンスルーム）

#### 第1日 6月20日（土）

12:30～ 受付開始（アジア法交流館 2階）

13:00～16:30 シンポジウム（アジア法交流館 2階 アジアコミュニティフォーラム）

16:45～17:45 総会（アジア法交流館 2階 アジアコミュニティフォーラム）

18:00～19:00 懇親会（ジェンダー・リサーチ・ライブラリ 1階 カフェ・ブラン）

#### 第2日 6月21日（日）

9:00～ 受付開始（アジア法交流館 2階）

9:30～12:00 分科会【個人研究発表】（アジア法交流館 2階 レクチャールーム1～3）

12:00～13:00 昼食

13:00～15:30 分科会【個人研究発表、パネル報告】（アジア法交流館 2階 レクチャールーム1～3）

## 大会事務局からのお知らせ

### \*保育支援

小さなお子さんをもつ会員の大会参加を支援するため、大会参加のために一時保育を利用された場合に、会員一人当たり 5,000 円の補助を行います。希望される方は、以下の方法で手続きください。

\* 6月5日（金）までに、事務局までメール件名を【大会保育補助希望】として、必要事項（会員氏名／所属／住所／電話番号／預けるお子さんの年齢・人数／保育サービスを利用する日にちと時間／利用する保育サービス業者の名称・場所（HPがあればそれも））を記載のうえ、メールで申し込んでください。予算上、10件程度以内を予定していますので、利用される方はなるべく早くお申し込みください。

\*利用日（学会大会当日に限る）の日付と宛先（当該会員氏名、子どもさんの年齢と人数）が記載された領収書（または請求書・明細書など利用を証明できるもの）を大会受付に提示し、5,000円の支払いを受けてください。（1）の申し込みがされていても、領収書（ないしは請求書明細書）の提示がない場合には、お支払いできません。

\*学会からの支払いができるのは、民間・行政等の別や、地元か名古屋かは問いませんが、有料の業者を利用した場合に限ります。友人や親族による預かりには適用できませんので、ご了解ください。

\*大会の両日とも利用された場合も、1件 5,000円に限ります。

\*非会員には適用されませんが、申込時までに入会手続きを済ませた場合は、利用可能です。

### \*バリアフリー対応

バリアフリー対応として、たとえば、要約筆記、拡大コピーなどのご要望があれば、事務局まで6月5日（金）までに、メール件名を【バリアフリー対応希望】として、お知らせください。

### \*昼食について

大学構内には、カフェやコンビニエンスストアがあります。また、大学の周辺にコンビニエンスストアや飲食店が数軒あります。詳しくは、ランチマップをご参照ください。

### \*書籍販売について

学会会場にて、書籍販売ブースの設置を希望される方は、こちらのフォームにご記入願います。後日、担当者より連絡させていただきます。

<https://forms.gle/kxNWGykmo63uHJ1XA>



## 日本女性学会 2026 年度大会シンポジウム

6月20日(土) 13:00~16:30

(アジア法交流館 アジアコミュニティフォーラム)

# 「ジェンダー支配の温床となる 近代的婚姻を残した社会（現代的家父長制）、 それを超える可能性は？」

シンポジスト：大矢さよ子（わくわくシニアシングルズ）、北仲千里（全国女性シェルターネット／広島大学）、  
大島梨沙（青山学院大学）

司会／コーディネーター：北仲千里・細谷実（日本女性学会幹事）

### 趣旨説明

社会におけるジェンダーの不平等を考えると、婚姻や家族が介在することによって女性が男性の支配下に置かれ、私的領域に閉じ込められる構造（近代的家父長制）があることを抜きには論じられない。今日の婚姻は、「愛し合った二人が一緒に住んでいる」のとはイコールではない、＜様々な社会的関係のシステム＞として構築されている。性関係／生殖の社会的承認（社会的秩序的秩序を作るもの。現在は異性愛かつモノガミーかつ法律婚）、生計の単位、扶養やケアの義務、子どもの養育の責任。このような婚姻に対して、フェミニズムの観点からは、性別分業により女性が婚姻に入らないと生活していけない社会や、婚外子差別、夫婦同性強制、女性の再婚禁止期間など、婚姻制度が内包するジェンダー支

配・差別を問題としてきた。とはいえ、21世紀に「ジェンダー」概念が洗練されてきた結果、共同主観的意味システム or 主観的意味構築として語られることが多くなり、こういった家族／社会構造が明示されつつ論じられなくなってきたようにも見える。他方、現在「同性カップルが結婚できることをめざす（婚姻の自由をすべての人に）」運動の訴訟が展開されその行方が注目されており、「家族が民主化され、選択可能になった先の婚姻制度」についての研究者による議論もなされている。しかし、婚姻内の対等な関係性は依然として実現されないままである。本シンポジウムでは、女性の貧困、ドメスティック・バイオレンス（DV）、他国での婚姻制度の変化はどういうものなのかなどの観点から、この問題を考えていく。

### 婚姻制度が内包する女性の貧困—依存構造と経済的自立への制約

大矢さよ子

日本の婚姻制度は、税制・社会保障・雇用慣行と結びつきながら、長らく「男性稼ぎ主モデル」を前提として機能してきた。その結果、妻は個人としてではなく「世帯」の一構成員として位置づけられる。夫に所得がある場合、妻が無収入・低所得であっても統計上の貧困から把握されにくい構造が存在し、女性個人の経済的脆弱性を可視化しにくくしている。

配偶者控除や第3号被保険者制度といった「内助の功」を評価する仕組みは、無業・低所得の配偶者を制度的に世帯で包摂するセーフティネットの役割をもつ一方で、経済的な「依存」を生み、結果として女性の就労調整や非正規化を誘導してきたと言える。こうした構造のもとで蓄積された経済的脆弱性は、離婚や死別で顕在化する。実際、母子世帯の相対的貧困率は約44.5%と高水準にあり、婚姻という枠組みを外れた女性が自立することの困難さを如実にしている。見落とされがちなのが、生涯未婚の女性である。

阿部彩教授（東京都立大学）の分析によれば、65歳以上の女性の相対的貧困率は、未婚者約43%、離婚者約44%前後とほぼ同水準で有配偶女性の3倍を超える。被扶養配偶者を前提とした制度設計は、離別・死別にとどまらず婚姻を経ない独身女性の労働にも多大な影響を与えていると言える。現役世代の未婚女性の貧困率も上昇傾向にあり、リスクは中年期以降に増大している。婚姻の有無が長期的な経済格差に影響していると言える。

本報告では、婚姻制度に内在するこうした依存構造が、婚姻内外の女性の経済的自立にどのような制約をもたらしているのかを検討する。その上で、第3号制度や被扶養者制度を是正し、税制および社会保障を世帯単位から個人単位へと再設計し、生活の基盤を婚姻状況に依存させない仕組みの構築があらゆるライフコースを歩む女性の生を真に保障していくことを提起したい。

---

## ドメスティック・バイオレンス (DV) とポスト・セパレーション・アビューズ (PSA) 問題 にみる家族からの逃れがたさ

北仲千里

たとえ自分の意思で選んだパートナーであっても、それが対等な関係でない虐待（ドメスティック・バイオレンス、DV）に陥る場合もあることは、徐々に知られるようになってきた。DVは、殴る蹴るという行為に限られたものではなく、経済的・心理的な支配を含めた「支配・コントロール」であり、カップル間性暴力も含まれる。そんなDVを成り立たせ、逃れにくくする要素として、束縛や自他一体視につながる、歪んだ「愛情」があり、「別れ話のもつれ」殺人やストーキングを引き起こす。

ところが、不十分ながらもDV対策の政策が作られ、DV被害者が子連れで相手から離れる行動が広がり始めたことに対するバックラッシュとして、2026年4月施行の家族法改正に結びついた共同親権導入運動が登場

した。この運動の広がりや、制度等についての間違った宣伝が様々に成功したという側面もある。共同親権運動は、「ポスト・セパレーション・アビューズ (PSA)」と呼ばれる、別居や離婚後もDVや児童虐待が続くリスクとも結びついている。本報告では日本社会におけるDVをどのように把握できるか、「共同親権」運動の担い手や世間の「誤解」の特徴、そしてPSAのリスクなどについて考えていきたい。

※前日6月19日夕方にプレ企画として、映画「5月の雨」を見る会を持ちます。「5月の雨」は、精神的DVとポスト・セパレーション・アビューズ (PSA) を取り上げた映画です。

---

## 日本における「婚」の標準性と法的保護の弱さ——ジェンダー平等の観点から「婚姻制度の相対化」の可能性を考える

大島梨沙

本報告は、家族法学を専攻してきた立場から、日本の婚姻制度を、日本のカップルが利用しうる唯一の法的制度であると同時に、カップル内部の弱者を保護するものとしては十分に機能してこなかった制度として検討する。日本の民法は、夫婦の同居・協力・扶助義務、婚姻費用分担など、婚姻に伴う法的効果を一定程度定めている。しかし、夫婦間での経済的不均衡、ケア労働の偏在、稼働能力の格差などによって生じる不正義に対して、法がその是正のために実効的に介入するものとはなっていない。一方で、戸籍、氏、相続、租税などにおいては届出をした婚姻夫婦のみに法的効果が生じるようになっており、それらを通じて、婚姻の届出をした夫婦のみが「正規の家族」であると社会の人々に思わせる機能を有している。このような、強者に有利な婚姻法の構造は、ジェンダー支配を生み出す1つの要因となっている。

では、諸外国で見られるような、婚姻制度とは異なる

「パートナーシップ制度」は、この構造を相対化しうるのか。フランスのパクス (PACS、民事連帯契約) は、あえて婚姻とは異なる別個の制度として設計され、共同生活を送るカップルに一定の法的効果を提供するものであり、確かに婚姻を相対化しているといえる。が、そもそも、ジェンダーの観点からみて、フランスの婚姻制度は日本と異なるということも踏まえておく必要がある。他方、日本の多くの地方自治体が導入しているパートナーシップ宣誓の仕組みは、同性カップルらに宣誓書を発行するものにすぎず、婚姻を相対化するものとは言い難い。また、日本では、事実婚もなお「婚」の1つとして把握されている。

本報告では、これらを踏まえ、ジェンダー支配の温床となる「近代的婚姻」を「相対化する」ために、日本ではどうすればいいのかを考えてみたい。

## 登壇者プロフィール

### 大矢さよ子

1950年生まれ。20代から30代は民間会社勤務、長女出産・子育てを両立させるも、次女妊娠を機に退職、専業主婦になる。40代で離婚。子ども2人を育て2023年3月末でリタイア年金生活者。1998年から母子家庭団体にかかわり、理事を務める。2015年に中高年シングル女性の集まりである「わくわくシニアシングلز」を設立発起人。代表を現在まで務める。主な著書に「Q & A 実務家が知っておくべき社会保障」（共著 加除出版 2014）「シニアシングلز女たちの知恵と縁」（共同編集 大月書店 2018）。

### 北仲千里

NPO 法人全国女性シェルターネット（民間DVシェルターの全国連絡組織）共同代表、広島大学ハラスメント相談室准教授（ハラスメント対応の専門相談員）。専門は社会学。関連する著作「断片化されたままの日本のドメスティック・バイオレンス被害者支援 ―女性支援法は現場をどう変えるのか」『ジェンダー法研究』第10号 信山社（2023年111頁）、「DV被害者の支援プロセスとソーシャルワーク ―日本の実態と課題―」『神川法学』第57巻2号（2024年47頁）、「世界から遅れた日本の女性支援、どんな変化が必要か」『月刊福祉』2025年7月号（日本社会福祉協議会）など。

### 大島梨沙

北海道大学大学院法学研究科博士課程修了（博士〔法学〕）。同研究科助教、新潟大学准教授を経て、2024年より、青山学院大学法学部教授。専門は民法学（特に家族法学）および比較法学（特にフランス法との比較）。関連する著作として、「民法から婚姻を削除するとどうなるか」山田八千子編著『法律婚って変じゃない？―結婚の法と哲学』（信山社、2024年）51頁、「同性のカップル関係解消事件」ジェンダー法学会（編）『ジェンダー視点で読み解く重要判例40』（日本加除出版、2023年）170頁、『フランス夫婦財産法』（有斐閣、2022年、幡野弘樹・齋藤哲志・金子敬明・石綿はる美との共著）など。

## プレ企画：

### 映画『5月の雨』を見る会

日時：6月19日（金）

開場 17：30 上映 18：00～19：30

会場：名古屋大学文系総合館 7階  
カンファレンスルーム



## 総 会

6月20日(土) 16:45～17:45

(アジア法交流館  
アジアコミュニティフォーラム)

\*議案は当日配布します。

## 懇親会

6月20日(土) 18:00～19:00

(ジェンダー・リサーチ・ライブラリ  
1階 カフェ・プラン)

会費: 2000円

会員のみならず、ぜひともご参加ください。

### 分科会

(個人研究発表・パネル報告)

6月21日(日) 9:30～12:00

【分科会1 個人研究発表】

(アジア法交流館 レクチャールーム1 (0209))

司会: 北仲千里

ジェンダー研修は世帯内力関係を変えられるか？

——開発協力におけるジェンダー研修の政治性

甲斐田きよみ

本研究は、開発協力において広く用いられるジェンダー研修が、世帯内の力関係をどのように変化させるのかを検討するものである。女性の経済力向上が必ずしも意思決定力の向上につながらないという実証的知見を背景に、近年はジェンダー規範の変革を目的とした研修が導入されている。本報告では、GALS (Gender Action Learning System) を事例として、研修マニュアルの分析を通じ、ジェンダー不平等がどのように問題化され、誰が変化主体とされ、どのレベルで解決が構想されているのかを明らかにする。その結果、ジェンダー研修は世帯内の関係を可視化し変化を促す可能性を持つ一方、問題を世帯レベルに限定し、構造的課題を個人や家族の努力へと再配置する側面を持つことを指摘する。

共同養育計画の政策決定過程の検討序説

内田英隆

2024(令和6)年の民法改正により、離婚後共同親権制度が創設された。今年4月より施行された。その

一環として、現在、関係省庁において(共同)養育計画の普及が検討されている。しかし、DVやモラルハラスメントへの対策が不十分なまま共同養育計画を導入することは、かえって離婚カップル間に暴力的な支配関係を継続させる危険性が高い。そもそも、共同養育計画にはどのようなメリット・デメリットがあるのか。そして、この政策にどれほど当事者の声が活かされているのだろうか。本研究発表では、政府の検討過程を検証し、この政策を推進する専門家の見解を概観しつつ、そこに当事者の声がどれほど反映されているかを確認する、また、「法と経済学」の観点からそのメリット・デメリットを明らかにすることを目指している。

不登校の親の役割とジェンダー

中野円佳

本研究では、不登校の子ども(小中学生)がいる父母1258名に対するオンライン調査と20名(うち夫婦3組)へのインタビュー調査から、子どもの不登校によって発生する負担感や就労調整のジェンダー差を検証する。不登校の親を巡る先行研究は父母の役割や負担の比較に着目するものは少なく、とりわけ量的調査においては母親を主な対象とするものが多い。乳児からはじまるケア役割のジェンダー差や障害のある子どものいる母親の葛藤などについては研究蓄積があるが、学齢期の子どもを持つ親にとって子どもの不登校は、登校時間帯に脱家族化されていたケア役割や教育役割の再家族化をもたらす。本研究では不登校によりいかなる役割が発生し、とりわけフルタイムの共働きだった夫婦において、出産や母乳育児などとは異なり女性が「産む」性であることとは切り離されているはずの学齢期の子どものケアにおいてもなお、女性に役割や負担が偏るのかどうかを検証する。

ケア責任の非対称的分配と家父長制——ナンシー・フォーブレの理論を手がかりに

王 嘉若

ケアをめぐるジェンダー不平等については研究が蓄積されているが、ケアの非対称的分配を支える権力関係や制度的条件をいかに捉えるかは、検討の余地が残されている。そこで本報告ではケア責任の分配の政治性を一貫して論じてきたフェミニスト経済学者ナンシー・フォーブレの理論に着目する。

フォーブレは、ケア責任の非対称的分配を、個人選択か資本主義の構造的要因かの二分法を超えて、制度・集団的利益・個人行為の相互作用として捉える。フォーブレは、その非対称的分配が特定の集団(=男性)に利益

をもたらし、集団に属する個人も自らの社会的な地位の優位を守ろうと行動することに注目することで、資本主義社会においていかに家父長制が持続するのかを捉える枠組みを提示している。本報告では家父長制に焦点を当ててフォーブレ理論の特徴を手がかりに、ケア責任が女性に偏って分配されるメカニズムと、それを支える家父長制のあり方を明らかにする。

## 【分科会 2 個人研究発表】

(レクチャールーム 2 (0222))

司会：須長史生

「自然な」表象に潜む「一つの主体」としての男性と「属性」に包摂される女性——男性優位な制作現場で再生産されるジェンダーの傾向：2015年・2025年の「街の声」比較分析

横山綺乃

本研究は、2015年と2025年の夜のテレビニュース(NHKと民放5局)における「街の声」を対象に、制作現場の男性優位性をもたらすジェンダー傾向を分析した。2,600名超のサンプルを量的・質的に検証した結果、出演男女比は過去10年間「男性6割・女性4割」で固定化しており、劇的な改善は見られなかった。質的分析では、男性が社会を語る「代表者」の地位を独占する一方、女性は「ケア役割」に包摂されるという主体性の非対称性が浮き彫りになった。この傾向は、子どもの発話を通じた父母の役割分担の補強や、感情労働の外部化に伴う女性の出現範囲の拡大という形で、より巧妙に文脈化されている。本分析は、テレビ業界の「オトコのジャーナリズム」(林2011)の規範が構造的バイアスを深化させ、視聴者に既存規範を内面化させる装置として機能している実態を明らかにし、制作側の内省的な価値観の変容を迫るものである。

男性向け雑誌において男性の性暴力被害はいかに語られるか——BBC ジャニーズ性加害報道以前の記事の分析から

前之園和喜

本報告は、男性の性暴力被害に関する男性向け雑誌記事の語りをジェンダー規範の視点から分析する。近年、男性被害の関心が高まる一方で、ジェンダー構造を無視したバックラッシュに動員されてもいる。男性被害研究もセクシュアリティに焦点化しがちな傾向ゆえに男性優位のジェンダー構造への視点は薄い。そこで本報告

は、2023年のBBC報道以前の男性被害をめぐる雑誌記事57件を対象に、ラベリング理論を用いて、雑誌記事の語りがいかにジェンダー規範を再生産するかを分析する。分析の結果、加害者の性別により語りが大きく変化することが明らかになった。男性加害者による性暴力は同性愛者間の問題に誤認される一方、女性加害者の場合は加害者の性的客体化と被害者非難が併存する。さらに、こうしたラベリングを通じて、男性の性的積極性を称揚する一方で女性の積極性を制裁する読者＝男性の「わたしたち」が構築され、ジェンダー規範が再生産されることを示した。

K-POP 女性アイドル楽曲を通じた中国若年女性の連帯と主体化——少女時代「再次重逢の世界」にみるフェミニズム実践

王 思雨

本発表では、少女時代のデビュー曲「再次重逢の世界(Into the New World)」が、中国の若年女性によっていかに女性同士の連帯と主体化の実践に用いられているかを明らかにすることを目的とする。同楽曲は韓国において女性運動や社会的連帯の象徴として用いられてきたが、近年中国においても大学サークルの舞台発表、K-POPダンスカバー、SNS上の動画投稿を通して、女性を応援し励ますメッセージや集団的自己表現の媒体として再意味づけされている。本研究では、中国の若年女性による舞台実践およびSNS発信を対象に、参与観察とインタビュー調査を行い、当該楽曲がいかに女性の主体性、連帯意識、フェミニズム的感覚と結びついているかを分析する。越境するポピュラーカルチャーが、現代中国における若年女性のジェンダー意識と連帯実践に果たす役割を検討することで、女性たちが文化実践を通じていかに自己を位置づけ、相互に支え合う場を創出しているかを考察する。

芸者文化と地域社会——定山溪と木更津の芸者文化を事例として

妙木 忍

本発表では、日本の社会史的背景と地域固有の歴史を振り返りながら、戦後の旅の大衆化、高度成長期に隆盛した芸者文化、その中で生きてきた女性たちに注目する。地域の女性たちや男性たちが、芸者の子育てに協力して芸者のライフコース選択や仕事を支えていた実態と、1970年代当時の地域社会の仕組みにも言及する。以上は北海道定山溪の事例であるが、それとは対照的に、観光地としてではなく、地域に密着したかたちで発展し

てきた芸者文化も存在している。その一つとして、木更津の事例を検討する。木更津では、結婚式やお葬式、七五三などにも芸者が呼ばれることがあり、地域の人々の人生の節目に芸者が関わってきた。このような、芸者文化と地域社会の関わりについて本発表では主に注目するが、定山溪にも木更津にも芸者の名簿が残されており、そこから読み取れる女性たちの仕事の様相にも着目したい。

### 【分科会 3 個人研究発表】

(レクチャールーム 3 (0214))

司会：井谷聡子

#### インターセクショナルリティを踏まえた人権とフェミニズムの実践報告

塩安九十九

新設 C チーム企画は 2007 年から LGBTQ を支援する映像作品、教材やワークショップの開発実践、講演・研修会の主催、講師派遣、障害のある LGBTQ へのサポート、独自の研究調査、海外資料の翻訳など様々なことに取り組んできた。また、2013 年からは「セクシュアルマイノリティと医療・福祉・教育を考える全国大会」の共催団体として、多数の分科会のプロデューサーや情報保障の実装に取り組んできた。2022 年からは近畿運輸局移動円滑化評価会議近畿分科会に当事者委員として参画し、交通街づくりに関する政策提言に関わっている。これらの活動は「インターセクショナルリティを踏まえた人権とフェミニズム」という理念に基づいて展開されてきた。来年活動 20 周年を迎えるにあたり、これまでの活動を振り返り報告する。

#### 〈レスビアンに関するアンケート〉における「同性愛」概念の権力作用——レスビアン解放運動形成期の知の再編

杉浦郁子

本報告は、1970 年代半ばの首都圏におけるレスビアン解放運動の初期動向を明らかにするため、1975～76 年に実施された〈レスビアンに関するアンケート〉を分析する。このアンケートは、レスビアンの解放思想が日本で初めて明確に示されたミニコミ『すばらしい女たち』発行の契機となった、重要な実践である。他方で、アンケートには「同性愛」に関する一般化された知が埋め込まれており、それは回答者の経験を画一化する言説として機能した。集計作業やミニコミ制作の過程で、発案者らは、アンケートにおける「同性愛」概念と自身の

経験とのずれを認識し、その問題を言語化していく。つまり、アンケートから生じた協働や対話の場で、「同性愛」をめぐる知の再編がうながされたのである。本報告は、アンケートの実践を、概念が行行使する権力作用とそれへの抵抗が現れたものとしてとらえ、言説の動態を手がかりにレスビアン解放運動の出発点を記述することをめざす。

#### BL はゲイ・バイセクシュアル男性の関係形成にどう介在しているのか

嘉手川玲

本発表の目的は、BL とゲイ・バイセクシュアル男性（以下 GB 男性）の間の実際的な関係を示し、BL 論・ゲイコミュニティ論に新たな知見を加えることである。

1990 年代の「やおい論争」以来、GB 男性と BL（≡ やおい）は対立的かつ分離的に捉えられがちであった。しかし 2000 年代以降、GB 男性が BL を嗜好・消費する事例が記述されることで、従来の議論が前提としてきた対立・分離構図は動揺するようになった。

本発表では、発表者がインタビューを行った GB 男性の経験、特に他者との関係形成に BL が介在した場面をもとに議論を展開する。具体的な論点は以下の 2 つである。まず、GB 男性が他者と親密な関係を結ぶ可能性が、ゲイコミュニティの外部に拡がっていく徴候がみられることである。つぎに、上述のような GB 男性の関係形成に BL が介在した事例によって、GB 男性の経験において BL が前向きな役割をはたす可能性が示唆されることである。

#### 「マスキュリンな女」が照射する〈生物学的性別〉〈性自認〉対立の限界——J. Halberstam 著「Female Masculinity」と M. Sinnott 著「Toms AND Dees」の知見から

榎本ゆり

今日、「女」の定義をめぐる議論は〈生物学的性別〉陣営と、〈性自認〉陣営の対立として先鋭化している。しかしこの対立は、女性専用空間において「生物学的女性」でありながらその外見ゆえに排除される「マスキュリンな女」の経験や、タイの「トムとディー」の關係に象徴されるような「マスキュリンな女」を愛する「ストレート女性」など、単純な「家父長制再演」に還元できない性を十分にとらえきれていない。本発表は、フェミニズムを含むあらゆる領域で棄却／異常化されたり称揚されたりする「マスキュリンな女」をめぐる言説の「両義性」、すなわち規範の力学を逆照射する言説的位置である（Halberstam 1998）ことに着目する。J. バトラー

のパフォーマティヴィティ理論を枠組みに、「マスキュリンな女」をめぐる関連研究を検討して同対立の理論的限界を示したうえで、連帯と議論の深化に寄与することを目的とする。

6月21日(日) 13:00~15:30

#### 【分科会4 個人発表】

(レクチャールーム1 (0209))

司会：荒木菜穂

#### 近代的婚姻制度におけるジェンダー不平等の不可視化メカニズム

田中麻衣子

本報告は、近代的婚姻制度を制度的観点から再検討し、現代社会においていかにジェンダー不平等が再生産されつつ、それが問題として可視化されにくい構造を持つのかを検討する。婚姻は法的平等原理のもとで再編されてきたが、扶養・税制・社会保障制度、生計単位の設定、ケア責任の私事化などを通じて、依然として性別分業を前提とする枠組みを維持している。本報告では、婚姻制度が不均衡を直接強制するのではなく、「愛」「選択」「家族の自律」といった言説を介して非対称性を正当化し、構造的問題を私的領域へと還元するメカニズムを明らかにする。

#### 離婚制限から見る中国の婚姻制度——「離婚冷静期」をめぐる事例に着目して

戚敏嘉

「婚姻の自由」は中国の婚姻制度の基本原則とされ、「結婚の自由」と「離婚の自由」双方を含むものとして理解されてきた。したがって、2021年に導入された「離婚冷静期」は、離婚に一定の制約を加える制度として、「婚姻の自由」をめぐる議論を呼んでいる。本報告は、「離婚冷静期」に焦点を当て、この制度はいかなるメカニズムを通じて、離婚、ひいては結婚にどのような影響を及ぼしているのかを分析する。具体的には、「離婚冷静期」を経験した人々の事例を手がかりに、「離婚冷静期」がいかに離婚の実質的な障壁となっているのかを明らかにする。さらに、こうした制度が既存の性別分業およびそれを維持する社会構造と結びつくことで、特に女性に不利な影響を及ぼしうることを指摘する。以上を通じて、離婚制限という視点から中国の婚姻制度を捉え直し、婚姻制度の特質および内包するジェンダー不平等構造の一端を明らかにする。

#### 女性たちは「身だしなみ」を「整える」ことをいかに解釈しているのか——ASD診断有無による比較検討

森 京花

本研究は、女性が日々の身だしなみ実践から何を感じ、どのような状態を「整っている」と解釈するのかを、自閉スペクトラム症(ASD)の診断有無による比較から検討する社会福祉学的研究である。外見的規範やルッキズムが根強い現代社会において、感覚面や社会的文脈の読み取りに特異性を持つASD女性の解釈は、定型発達女性とは異なる様相を呈する可能性がある。本報告では、女性を対象とした自由記述アンケートのデータを基に、診断の有無で比較分析を行う。定型発達群における社会規範や他者視線の内面化に対し、ASD群が身体的な不快感や社会適応との間で、身だしなみをどう意味づけ、「整っている」という状態を定義しているのか、その現状を浮き彫りにする。これらを基に、マジョリティ中心のジェンダー規範が女性の身体性に与える影響を問い直し、個々の特性と生きづらさに寄り添う福祉的支援のあり方を議論する。

#### 戦前地方都市における母性の戦略的使用——岩手県盛岡市三業地指定反対運動のジェンダー分析

丸山ちはや

本発表は、1929(昭和4)年に岩手県盛岡市で展開された三業地指定反対運動を、母性の戦略的使用というジェンダー理論の観点から分析する。キリスト教婦人矯風会や幼稚園母の会の女性たちは、「子どもの健全育成」や「母としての教育責任」という社会的に正当化された母性言説を意図的に動員し、公娼制度および都市計画への異議申し立てを行った。本運動における母性は、良妻賢母規範への受動的適応ではなく、女性が公的領域に参入するための戦略的資源として再構築されている。請願・署名・上京陳情といった実践を通じ、制度的な政治的権利を持たない女性たちは非制度的公共圏を形成し、行政決定の撤回を実現した。本事例は、戦前日本における女性の政治参加を、母性を媒介とした交渉と実践の過程として捉え直す視座を提示する。

#### 幸福の規範と逸脱——村田紗耶香作品における再生産と身体政治

中村絵美理

本発表は、村田紗耶香の『消滅世界』および『世界99』を対象とし、生殖テクノロジーによる再生産の外部化が、いかなる新たな主体への抑圧を構造化しているかを分析する。両作品は、人工妊娠や外部存在への出産

委託により、女性の身体的再生産労働が消失した脱ジェンダー的な社会を提示している。一見すると、これらは既存の性別役割からの解放を意味するが、本発表では、身体的解放の代償として機能する新たな「生の統治」の形式に着目し、社会が規定する「正しい幸福」への同調圧力が、個別の主体の身体性を周縁化し、規格化するプロセスを考察する。『消滅世界』における固有名を奪われた「子供ちゃん」や、『世界 99』における再生産を肩代わりするピョコロンへの依存などに対する登場人物が抱く違和感を手がかりに、幸福の規範化が隠蔽する新たな搾取構造と、そこからの逸脱がもつ意義を論証したい。

### 【分科会 5 個人研究発表】

(レクチャールーム 2 (0222))

司会：宮津多美子

#### 大正・昭和初期の左翼における女性運動の展開——関東婦人同盟と雑誌『未来』を中心に

バギロヴァ・ララ

本稿では、大正・昭和初期の左翼における女性運動の展開を、関東婦人同盟の活動と、雑誌『未来』に焦点当てて検討する。本稿の目的は、左翼における女性運動を日本の女性運動史の一部として位置づけ、その内部における女性活動家間の連帯に焦点を当てながら、左翼運動と女性運動の交差領域に存在した左翼女性運動の特質とその可能性を解明することとした。本稿の分析対象として関東婦人同盟およびその活動と密接に関わった田島ひで・山内みなを取り上げ、両者と関連する雑誌『未来』を検討する。さらに、同盟の解散に直接的な影響を及ぼした日本共産党およびコミンテルンによる「27年テーゼ」についても分析の対象とする。最終的に、本稿は関東婦人同盟および雑誌『未来』の分析を通じて、女性活動家による左翼運動にとどまらず、女性運動全体におけるその役割と位置づけを明らかにし、両者の交差領域に見出される左翼女性運動の可能性を提示するものである。

#### 1920年代後半の婦人解放論と「性」問題の展開——北村兼子の「怪貞操」を事例として

シンプリシオ リベイロ デ アルメイダ アナ マリア

本発表では、1920年代後半の婦人解放論と「性」問題の展開を検討すべく、北村兼子(1903 - 1931)の貞操をめぐる言説を取り上げる。若くして亡くなった北村は、活動時期が短い一方で、多くの執筆を残し、ある

意味で自身の生きていた時代の婦人解放運動の動向を具現化したといえる。そのなかで、特に職業婦人として社会に出る女性が直面する困難や性差別に関する執筆が注目される。大阪朝日新聞の記者になったとはいえ、世論から性的な侮辱を受け、入社2年後に退職に追い込まれた彼女にとっては身近な経験であったであろう。これに対して、北村は「怪貞操」を発表し、貞操という規範を通じた女性の社会的な進出や地位の規制を暴露した。本発表ではこのテキストに着目し、北村が貞操を中心として結びつけた問題意識を明らかにする。それを踏まえて、結婚のみならず職業生活においても、貞操が女性を飼い慣らすための主要な規範として機能していたとする彼女の考察を論じる。

#### 戦後日本の女性政治家像

岩本美砂子

46年選出議員は、醜聞で悪印象。選挙法改正と政党の再編・女性擁立の消極さで、次々回以降86年まで衆院は一桁。吉田茂が官僚を擁立し、追放解除で政党人が復帰し女性は放逐された。自民は参院に専門職代表の他、女性政策に無縁なタレント擁立。衆院当選6回で大臣等役職分配を年功序列化し、後継を若い息子とし、未亡人は消滅。他に官僚と地方議員から男性を補充、同党は1980~93年衆院女性ゼロ。70年代、共産党で女性増加。社会党は男性労組幹部偏重だが、86~90年土井たか子が女性増員。01年自民党総裁選で小泉・真紀子ブーム、05年女性刺客で郵政選挙勝利。09年民主党小沢ガールズにも女性政策なく、新人は12年全敗。自民女性は00年来右傾化、稀少故少ない回数で大臣就任。安倍1強後、スキャンダルによる危機で高市早苗選出、公明党が連立離脱した。高市は反フェミニストだが明るく、右派・無党派層を捉え、公明・立憲民主は新党結成、女性は増えず。参政党は女性議員が半数いるのが特色。

#### セネガルにおけるフェミニズムの思想——女性団体の職員の語りを手掛かりに

金信光恵

セネガル史上初のフェミニズム団体イエウ・イエウィは、一夫多妻、女性器切除(FGM)、強制結婚、児童婚といった慣行に反対し、労働権、同一賃金、政治参加を要求した。のちの世代の運動に大きな影響を与えたが、その急進的な主張から反発を招き、大衆的な支持を広げることができなかったとされる。イエウ・イエウィ以降の団体や活動家はフェミニズムの「社会化」と「脱植民地化」を目指し、より穏健で文化的・宗教的に受容され

やすい運動へと展開していった。イエウ・イエウィに関する豊富な研究蓄積に対して、第2世代以降の活動家の本格的なインタビューや著作は存在せず、その具体的な思想や運動の中身については明らかになっていない。そこで、本発表ではイエウ・イエウィ以降のフェミニズムとは具体的にどのような思想を指すのかを、女性団体レゾー・シギル・ジゲンの職員の語りに着目して分析する。

## 月経をめぐる意味の再編はいかにして可能か——中国のある団体におけるナプキン刺繍活動を事例に

張 羽欣

本報告は、中国のある団体におけるナプキン刺繍活動を対象に、活動の場における相互行為過程に着目し、月経をめぐる意味がいかに再編されるのかを検討する。月経は女性の人生に深く関わるにもかかわらず、なお私事化され、語りにくいものとして扱われている。本研究は、運営者および参加者へのインタビューと参与観察を通じて、刺繍、展示、対話の場における経験共有の過程を分析した。分析の結果、ナプキン刺繍は、隠すための物であったナプキンを、見せる、触れる、表現するための物へと転換し、月経を沈黙や隠蔽の対象から再解釈の対象として現れ直させる象徴的媒介として機能していた。また、参加者の語りからは、展示・刺繍の場が「力がもらえる」「元気を取り戻せる」と経験される特別な空間であり、安心感や回復感をもたらす「場の力」を備えていたことが示された。

### 【分科会6 パネル報告】

(レクチャールーム3 (0214))

#### 運動と研究で取り組む公務非正規問題

司会：渋谷典子

### 当事者の声を集めて、ジェンダー視点を基盤とした労働組合の運動へ

渋谷典子

公務非正規の実態や課題を働き手の立場から明らかにし、課題解決を図ることを目的にした緩やかなネットワーク「公務非正規女性全国ネットワーク」(以下、「はむねっと」)は、2021年から毎年度、公務非正規職員を対象としたアンケート調査を実施している。こうしたアンケート調査への協力依頼等とおして、公務非正規問題について、ジェンダー視点での課題として認識し運動を展開する労働組合等の姿が浮き彫りになってきた。

本報告では、愛知県内の労働組合等の事例として、①愛労連非正規公務員1万人組織化プロジェクト(「国際女性デー」記者会見の実施)、②名古屋市職員労働組合会計年度任用職員協議会結成(総会の実施)、③東海自治体問題研究所調査研究(公務・公共を担う職員・職場/意識・実態調査研究会の開催)に着目し、ジェンダー視点を基盤とした当事者の声から、運動と研究をいかにつなぎ、社会の課題を解決していくのかについて検討する。

### 公務非正規問題の「語られにくさ」をクレーム申立てとジェンダー化の交差性から考える

池橋みどり

公務非正規問題は、2000年代に「官製ワーキングプア」の指摘から始まり、2020年の「会計年度任用職員制度」導入で構造が固定化・顕在化した。低賃金・不安定雇用の女性が多く、コロナ禍で深刻化し、現在では更新年限(雇い止め)撤廃などが喫緊の課題となっている。

本報告では、まず、2000年代以降の社会問題化の動きを概観する。新聞データベース等で「非正規公務員」を検索すると、2004年に1件、その後2007年に報道が増えるが、この年はいわゆる「小泉構造改革」が進んだ結果、自治体の正規職員削減が急速に進み、非正規公務員が大幅に増加した時期にあたる。「官製ワーキングプア」という語も広く認識されるようになり、非正規公務員問題が社会的議論の対象となった。他方で、制度整備が追い付かず、問題が構造化・固定化した。次に、公務非正規職場で「非正規公務員」として働く者が声を挙げ始めるのは、2010年代後半からとなるが、この「語られにくさ」を考えてみたい。

### 図書館職場における非正規女性の困難性

廣森直子

図書館職場は非正規女性が多く働いており「ジェンダー化された公共サービス」の職場として特徴づけられる。図書館や司書は図書館法(1950)に規定され、日本図書館協会は「図書館の自由に関する宣言」(1954採択、1979改訂)で示された図書館の社会的責任を自覚し、自らの職責を遂行していくための図書館員としての自律的規範として「図書館員の倫理綱領」(1980)を掲げている。しかし、こうした法制度や専門職団体の「努力」も現状の非正規化した図書館職場の司書職の待遇改善のために機能しているとはいいがたい。一方で、はむねっと2024年調査では他職種に比べて図書館員は勤務年数が長く、図書館職場に長く留まる傾向があると

考えられる。科研で行った公務非正規専門職 5 職種 25 人へのインタビュー調査から図書館司書 5 人について、専門職として働くための雇用条件と職場環境という観点に着目して、非正規化した専門職の職場で働く困難性について検討する。

#### 担い手の専門性及び働き方から考える男女共同参画センターの課題女性是有配偶なら低年収でよいのか

瀬山紀子

女性関連施設（＝男女共同参画センター）には、図書館における図書館法、公民館における社会教育法のような明確な設置根拠となる法律がなく、その役割や設置基準についての統一的な規定は存在してこなかった。そう

した中で、2022 年から、国は、「独立行政法人国立女性教育会館（NWEC）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ」を置き、2025 年 3 月、NWEC を全国の男女共同参画センターの支援を行う「センターオブセンターズ」と位置づける新たな法律をつくることを閣議決定した。

本報告では、こうした直近の動きを踏まえながら、この間行ってきた公務非正規専門職の聞き取り調査、および、はむねっと調査をもとに、特に、働き手によって認識されている男女共同参画センターの「専門性」及び、働き方の現状を明らかにするとともに、センターの機能強化における課題を明らかにしたい。

## 訃報

水田珠枝会員が、4 月 18 日に 96 歳でご逝去されました。

長年の思想史、女性学への多大な貢献への敬意と感謝とともに、謹んで哀悼の意を表します。

名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ（GRL）に「水田珠枝文庫」があり、約 7,500 冊の寄贈図書（18 世紀イギリスの貴重書を含む）を所蔵しています。GRL は、大会期間中（6 月 20 日（土）10 時～19 時、21 日（日）10 時～17 時）、開室しています。「水田珠枝文庫」に、ぜひお立ち寄りください。

## 会員の著書紹介

斉藤正美著『押しつけられる結婚 「官製婚活」とは何か』新日本出版社、2025年11月

飯田祐子ほか編『東アジアの女性雑誌文化 1930 - 1945』琥珀書房、2026年3月

木村涼子著『〈主婦〉という職業 「愛の労働」の近現代』吉川弘文館、2026年3月

三浦まり・岡野八代編『ジェンダーで学ぶ政治学』世界思想社、2026年4月

### ——会員の著書紹介募集——

以下のルールで会員のみなさまの著書を紹介します。掲載ご希望の方は、事務局までご連絡ください。

- ・会員が執筆・編集している単行本（分担執筆含む、雑誌をのぞく）
- ・1年以内の発行物
- ・ご本人の申し出があったもの
- ・寄贈は条件としない
- ・寄贈いただいたもので会員の著書と判明したもの

## 会費納入のお願い

2025年度の会費が未納の方は、お早めにお支払いください。会費納入のお願いと払込用紙はすでに送付しております。払込用紙をなくされた方は、郵便局備え付けの払込用紙をご利用のうえ、下記の納入先までお振込みください。

ゆうちょ銀行 振替口座  
口座記号番号 00890 - 6 - 31306  
加入者名 日本女性学会

- ネットバンキングでも納入できます。

ゆうちょ銀行 支店名：089（ゼロハチキユウ） 預金種目：当座 口座番号：0031306

- 日本女性学会の会費は年収スライド制（自己申告・税込み・該当年度予定収入）をとっております。

- ・400万円未満（無職・学生含む）：6,000円
- ・400～600万円未満：8,000円
- ・600万円以上：10,000円

- 3年以上会費を滞納されている方は退会とみなされます（日本女性学会幹事改選選挙実施規定第4条（3））。複数年滞納されている方は、過不足なくお支払いいただくためにもご自身の納入状況を事務局にご確認のうえ、どうか早急にお支払いください。

- 学会の運営は会員のみなさんの会費によって成り立っています。重ねてのご協力をお願いいたします。

- 永年会員制度をご活用ください

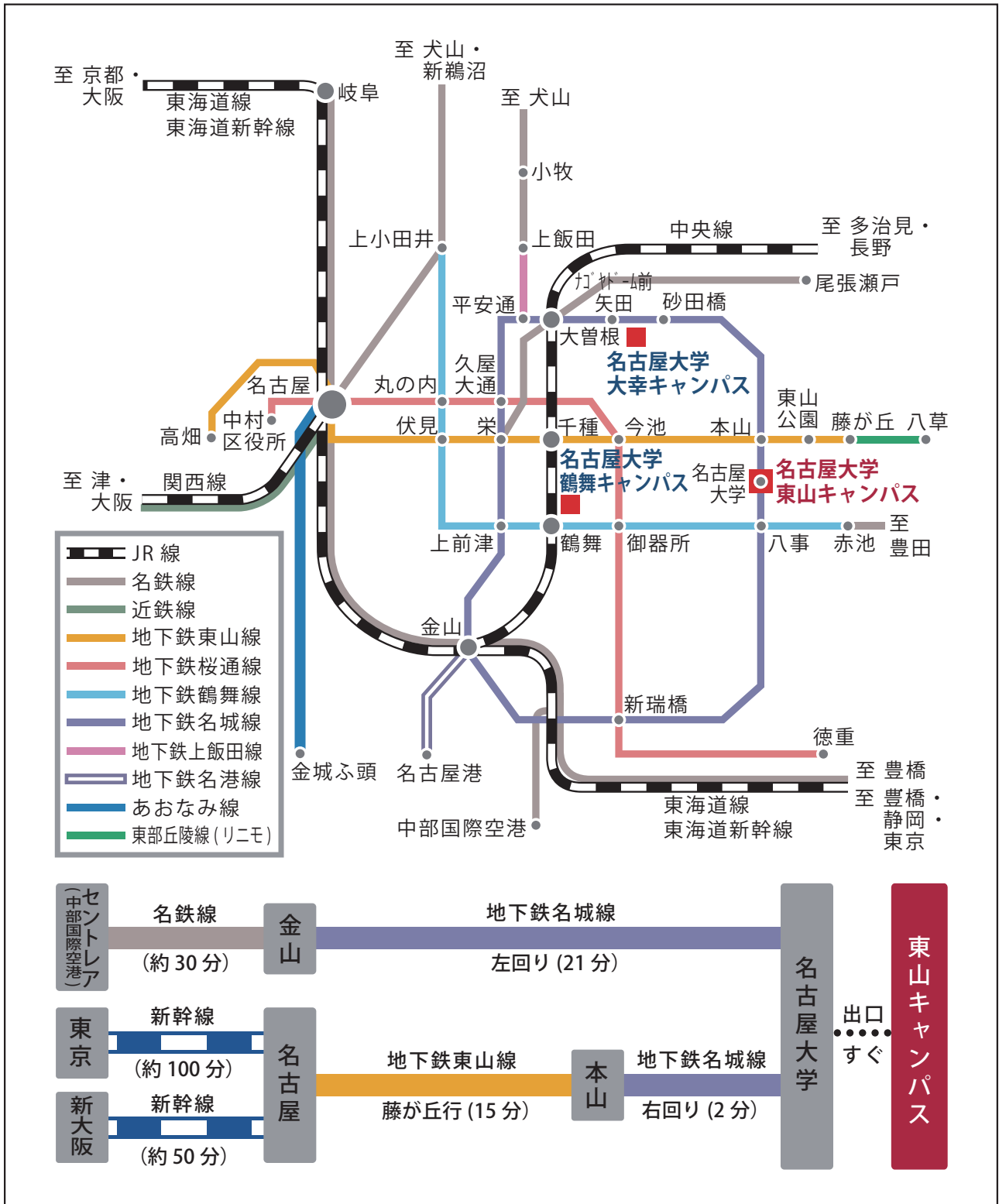
2021年度から永年会員制度が開始されました。前年度までの会費を納めている65歳以上の会員は、前年度会費額の3ヵ年分の納入によって会費完納とし、永年会員とすることができます。振り込み時に「永年会費」とお書きください。

65歳以上の会員の皆さま、どうぞご活用ください。

# 大会会場アクセス

名古屋大学東山キャンパス（名古屋市千種区不老町）

■地下鉄名城線 名古屋大学駅から徒歩1分



名古屋大学・東山キャンパス・マップ



ブレ企画：文系総合館    大会：アジア法交流館    懇親会：GRL

名大周辺ランチマップ  
名古屋大学東山キャンパス

